⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当職から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当職が判断した入札者であって、国立大学法人広島大学会計規則第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HATTA Kazushi, The Officer for Contractual Affairs, Executive (Finance and General Affairs), Hiroshima University
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : wide-range high-power wavelength-tunable femtosecond Laser System 1 Set
⑷　Delivery period : By 24 March, 2025
⑸　Delivery place : Hiroshima University Venture Business Laboratory 302
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　meet the qualification requirements which The Officer for Contractual Affairs, Executive (Finance and General Affairs), Hiroshima University may specify in The explanatory note about this tender,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2024 in the Chugoku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Officer for Contractual Affairs, Executive (Finance and General Affairs), Hiroshima University.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　23 December, 2024
⑻　Contact point for the notice : HIRANO Hiroko, Accounting Group, Department of Financial Affairs, Financial and General Affairs Office, Hiroshima University Higashihiroshima Campus, 1―3―2 Kagamiyama Higashihiroshima-shi 739―8511 Japan, TEL 082―424―6065
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年10月31日
契約責任者　日本郵便株式会社
調達部担当執行役員　津山　克彦
◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量　紙幣計算機（異金種混合計数機能付・卓上型）1,000個
⑶　特質等　仕様書による。
⑷　納入期限　令和８年３月24日（最終）
⑸　納入場所　仕様書による。
⑹　入開札の日時及び場所　令和６年12月27日午前10時00分　日本郵便電子入札システム
2　取引先資格　次に該当しない者であること。
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
⑵　日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者
⑶　会社法の特別清算開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立をされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立をし、若しくはされた者。但し、手続終結者を除く。
⑷　反社会的勢力と認められる者
3　入札者に求められる義務
参加希望者は入札説明書に示す資料等を令和６年12月23日午前11時00分までに下記４に示す場所に提出すること。
4　問合せ先
〒100―8792 東京都千代田区大手町二丁目３番１号　日本郵便株式会社調達部契約担当　早田　直昌　電話03―3477―0641
5　その他
⑴　入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札条件に違反した入札
⑵　手続で使用する言語・通貨
日本語・日本国通貨
⑶　契約保証金　不要
⑷　落札者は日本郵便株式会社が定める金額の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。
⑸　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Contracting entity : TSUYAMA Katsuhiko, Director General of Procurement Division, Japan Post Co., Ltd.
⑵　Classification of the goods to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the goods to be purchased : 1,000 of Bill counter
⑷　Delivery period : By 24 March 2026 (finally)
⑸　Delivery place : By specification
⑹　Time limit for tender : 11 : 00 AM 23 December 2024
⑺　Contact Point for the notice : HAYATA Naomasa, Procurement Division, Japan Post Co., Ltd. 2―3―1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8792 Japan TEL 03―3477―0641

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年10月31日
契約責任者　株式会社かんぽ生命保険
執行役　泉　真美子
◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　６、71、27
⑵　競争に付する事項　保険料払込証明書発送等の委託　一式
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から令和９年３月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札・開札の日時及び場所　令和７年１月15日11時00分　電子入札システムにより実施
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ、エ及びオに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㋕　その他、会社に損害を与えた者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。